（地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条第1項に基づく地方公共団体実行計画）

太子町公共施設地球温暖化防止実行計画

2022年度～2026年度

令和４年４月

太　子　町

令和5年3月　一部改定

目 次

第１章　計画の背景

1.1　地球温暖化問題の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1.2　地球温暖化対策の動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２章　本町の取組状況

2.1　前計画までの取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2.2　前計画の目標達成状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第３章　計画の基本的事項

3.1　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3.2　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3.3　基準年度・計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3.4　計画の対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3.5　対象とする温室効果ガス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第４章　温室効果ガスの削減目標と削減に向けた取組

4.1　基準年度の温室効果ガス排出状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

4.2　目標設定の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

4.3　削減目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

4.4　温室効果ガス排出削減に向けた取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第５章　計画の推進・点検体制及び進捗状況の公表

5.1　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

5.2　点検体制及び進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第１章　計画の背景

1.1　地球温暖化問題の概要

地球温暖化とは、人為的な温室効果ガスの排出量の増加により、地球表面の大気や海水の平均温度が長期的に上昇する現象です。地球温暖化の進行により、海水の膨張や氷河などの融解による海面の上昇、気温の上昇・降水量の変化など様々な気候の変動により、自然災害の発生・異常気象が頻発する恐れがあります。また、自然生態系、生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

今後さらに地球温暖化が進めば、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性があり、地球温暖化問題は世界規模で取り組むべき課題となっています。

1.2　地球温暖化対策の動向

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。この「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて２℃未満に保つとともに、1.5℃以内に抑える努力を追求することが目標として掲げられました。

「パリ協定」を受けて、我が国では2016年５月に地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、同計画の中で、2030年度の温室効果ガス排出量を全体として2013年度比で26％削減する、という目標が掲げられました。

その後、2021年10月に同計画が改定され、新たな温室効果ガス削減目標として、2030年度に全体として2013年度比で46％の削減を目指し、さらに、50％の高みに向けて挑戦を続けていくことが明記されました。

第２章　本町の取組状況

2.1　前計画までの取組

本町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第１項に規定する「地方公共団体実行計画」として、2003年７月に「太子町公共施設地球温暖化防止実行計画書」を策定し、これまでに２回の改定を行いながら、温室効果ガスの

排出量削減に取り組んできました。以下に前計画（2013年４月策定）の概要を示します。

表１　前計画の概要

項　目	内　容
策定年度	2013年度
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N20）
基準年度	2011年度
計画期間	2013年度～2017年度までの５年間
削減目標	温室効果ガス排出量を２％削減 ※基準年度の温室効果ガス排出量　1,835,092 kg-CO2 ※必要削減量　36,702 kg-CO2

2.2　前計画の目標達成状況

前計画では、計画の最終年度である2017年度の温室効果ガス排出量を2011年度（基準年度）比で２％削減することを目標としていました。前計画での取組の結果、計画最終年度の温室効果ガス排出量は1,824,029 kg-CO2となりました。基準年度比で11,063 kg-CO2（0.6%）の削減にとどまり、前計画の目標を達成することはできませんでした。

図１　2011年度と2017年度の温室効果ガス排出状況

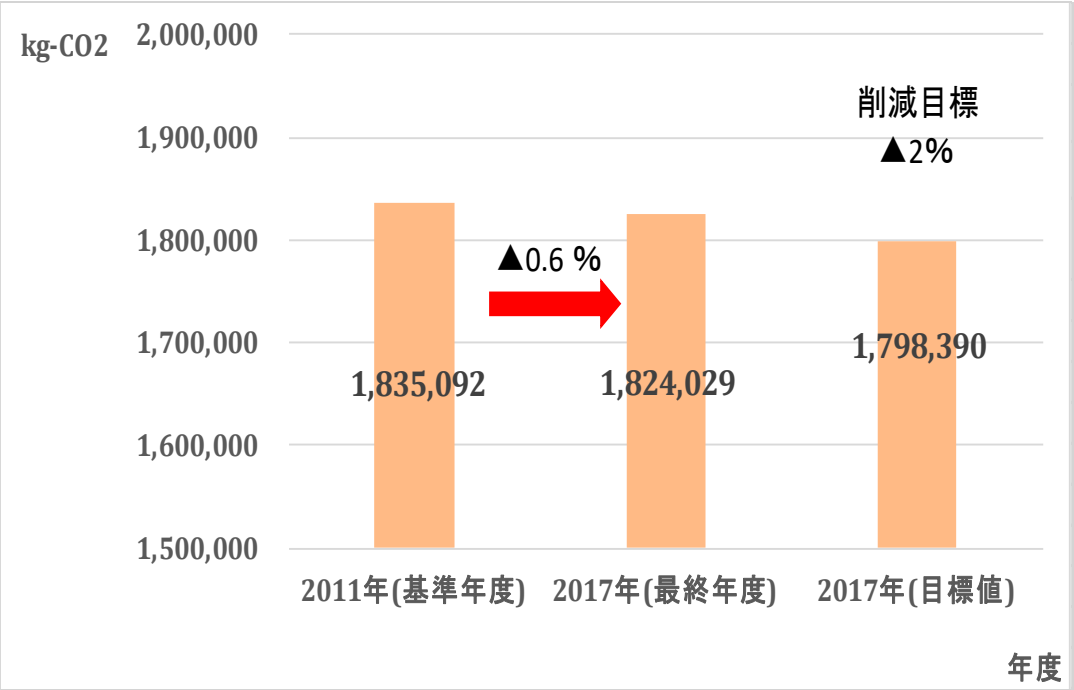

第３章　計画の基本的事項

3.1　計画の目的

「太子町公共施設地球温暖化防止実行計画」（以下「本計画」という。）は、温対法第21条第１項に基づき、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

3.2　計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第１項に基づく「地方公共団体実行計画」として策定します。

また、上位計画である「第６次太子町総合計画」及びその他関連計画との整合性を図りながら、本計画に基づく地球温暖化対策の取組を推進します。

図２　本計画の位置づけ

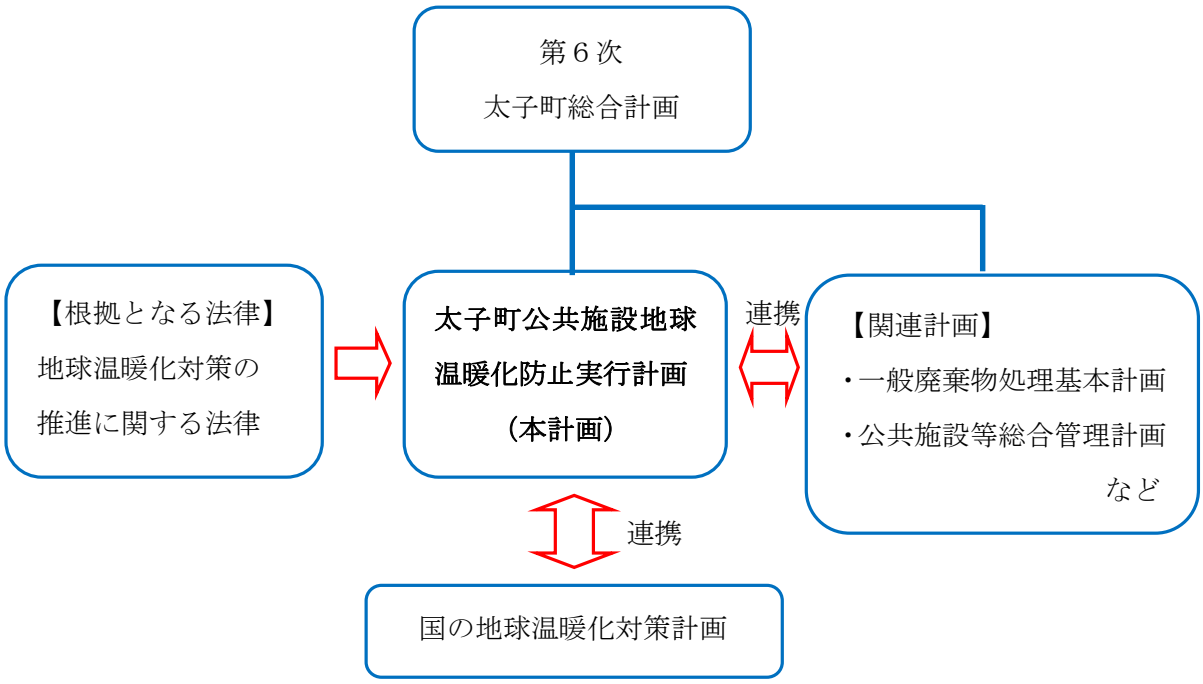

3.3　基準年度・計画期間

本計画の基準年度・計画期間については以下のとおり設定します。なお、国の施策及び関連計画等と整合性を図るため、計画期間中であっても見直す場合があります。

（1）基準年度

国の「地球温暖化対策計画」に準じて、本計画においても2013年度を基準年度とします。

（2）計画期間

国計画に準じて最終目標年度を2030年度と設定し、2030年度を見据えた取組を実施していくことを前提として、本計画の計画期間は2022年度から2026年度までの５年間とします。

3.4　計画の対象範囲

本計画では、本町が実施する全ての事務及び事業を対象とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。また、指定管理者制度等により外部委託を実施している事務及び事業についても、実行計画の主旨に沿った取組みを実践するよう要請します。

表２　本計画で対象とする施設

施　設　名	施　設　名
太子町役場	太子西中学校
斑鳩保育所	太子東中学校
子育て支援センター	学校給食共同調理センター
保健福祉会館	町民体育館
総合公園体験学習施設	南総合センター
斑鳩幼稚園	文化会館
石海幼稚園	歴史資料館
太田幼稚園	図書館
龍田幼稚園	斑鳩公民館
斑鳩小学校	石海公民館
石海小学校	太田公民館
太田小学校	龍田公民館
龍田小学校	

3.5　対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第２条で規定されている７種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)の３種類を算定の対象とします。

ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF6)及び三ふっ化窒素(NF3)については、本町の事務及び事業から排出される割合が非常に小さいため、本計画では算定の対象外とします。（表３参照）

表３　本計画で対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類		主な排出源	地球温暖化係数※1
算定対象	二酸化炭素(CO2)	電気・燃料の使用	1
	メタン(CH4)	廃棄物の焼却、公用車の走行	25
	一酸化二窒素(N2O)	廃棄物の焼却、公用車の走行	298
算定対象外	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンからの冷媒の漏洩	12～14,800
	パーフルオロカーボン(PFC)	半導体や液晶パネルの製造	7,390～17,340
	六ふっ化硫黄(SF6)	変電機器の電気絶縁ガス	22,800
	三ふっ化窒素(NF3)	半導体や液晶パネルの製造	17,200

※１　地球温暖化係数について

地球温暖化係数とは、二酸化炭素を１(基準)として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものです。例えば、メタン１(kg)分の温室効果の強さが二酸化炭素25(kg)分に相当することを表しています。

第４章　温室効果ガスの削減目標と削減に向けた取組

4.1　基準年度の温室効果ガス排出状況

本計画の基準年度である2013年度における温室効果ガス排出量は1,960,294 kg-CO2であり、その99.9％を二酸化炭素(CO2)が占めています。（表４参照）

発生源としては、全体の82.6％が電気使用量によるものとなっています。（表５参照）

この実態から、温室効果ガスの削減には、電気使用量の削減が有効であり、省エネルギー化、施設におけるエネルギー効率の向上などの対策と合わせて、職員一人ひとりによる省エネルギー行動の取り組みを推進することが重要となります。

表４　2013 年度の温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(kg-CO2)	割合（%）
二酸化炭素(CO2)	1,957,923	99.9
メタン(CH4)	65	0.0
一酸化二窒素(N2O)	2,306	0.1
合　計	1,960,294	100

表５　2013 年度の温室効果ガス排出内訳

調　査　項　目			活　動　量	温室効果ガス排出量 (kg-CO2)	割合 (%)
燃料使用	ガソリン		19,062　L	44,255	2.3
	灯油		38,709　L	96,365	4.9
	軽油		4,407　L	11,392	0.6
	A重油		66,950　L	181,410	9.2
	ＬＰＧ(ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ)		2,038　kg	6,114	0.3
電気使用量			3,100,358 kWh	1,618,387	82.6
自動車走行	ガソリン車	普通・小型乗用車	76,352　km	2,371	0.1
		軽乗用車	4,957　km		
		普通貨物車	8,268　km		
		小型貨物車	12,449　km		
		軽貨物車	108,201　km		
		特殊用途車	10,639　km		
	軽油車	普通・小型乗用車	6,388　km		
		普通貨物車	8,403　km		
		小型貨物車	1,108　km		
		特殊用途車	7,170　km		
合　　計				1,960,294	100

4.2　目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」において、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を全体として 46%削減する目標が掲げられています。さらに、削減の内訳として各部門別の目標が設定されており、「業務その他部門（▲51%）」は本町の事務及び事業に該当するものです。本町においても国と遜色ない取組を実施していくことを前提として、2030 年度には国の削減目標と同程度の削減を目指すものとします。ただし、本計画の目標年度は 2026 年度であるため、2030 年度を見据えた目標として設定します。

表６　国の温室効果ガス削減目標

部門	2013 年度	2030 年度	
	排出量（百万 t-CO2）	排出量（百万 t-CO2）	部門別削減率（%）
産業部門	463	289	▲38%
業務その他部門	238	116	▲51%
家庭部門	208	70	▲66%
運輸部門	224	146	▲35%
その他※2	279	193	▲31%
温室効果ガス吸収源	－	▲48	－
合計	1,408	760	▲46%

※２　その他は、エネルギー転換部門、非エネルギー起源 CO2、メタン、フロン等

4.3　削減目標

目標設定の考え方を踏まえ、本計画の温室効果ガス削減目標を以下のとおり設定します。

温室効果ガス削減目標

2026年度温室効果ガス排出量を**2013年度比で33%削減**

表７　本計画における温室効果ガス削減目標

温室効果ガス排出量（kg-CO2）		温室効果ガス削減目標	
2013 年度（基準年度）	2026 年度（目標年度）	削減率（%）	削減量（kg-CO2）
1,960,294	1,313,397	▲33%	646,897

なお、国の削減目標には2030年度までの電源構成の変化による電気のCO2排出原単位低減効果※3が織り込まれており、本町においても同効果が期待できるものとします。

※３　電気のCO2排出原単位低減効果について

国の「第６次エネルギー計画」（2021年10月閣議決定）において、2030年度の国全体の電力排出係数：0.25 kg-CO2/kWh（2013年度比で▲56%相当）を目指すことが示されました。

温室効果ガス排出量は、【活動量】×【排出係数】×【地球温暖化係数】で算定されるため、電力排出係数が低減することにより、温室効果ガスの削減が見込めます。

図３　2030 年度を見据えた温室効果ガス削減目標

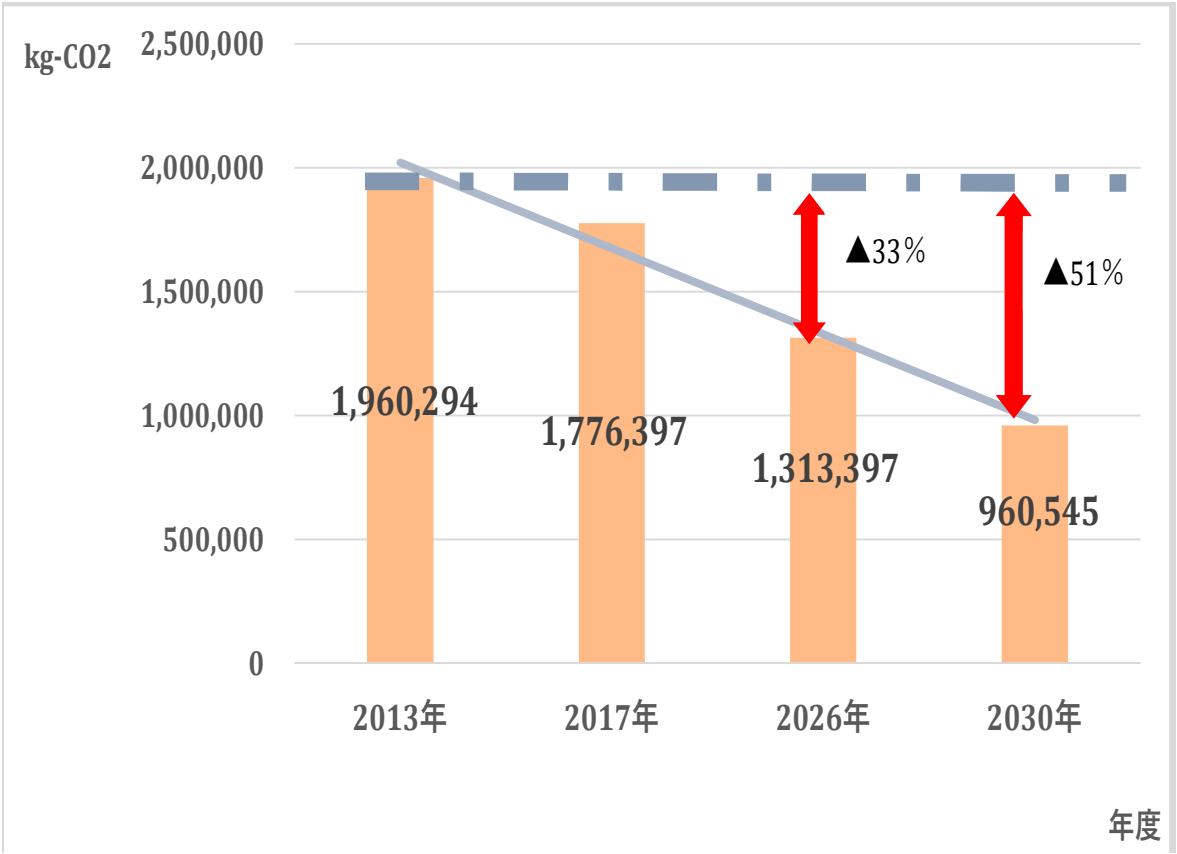

4.4　温室効果ガス排出削減に向けた取組

本計画の目標を達成するため、本町においては、①省エネルギー化の推進、②再生可能エネルギーの利用、③低燃費・低公害車の導入、④ごみ減量化の推進、⑤職員意識の向上、の５つの取組の徹底を図ります。

①　省エネルギー化の推進

項目	分類	具体的な取組
電気使用量	空調	・クールビズ、ウォームビズを励行する。 ・使用しない会議室等の空調はこまめに電源を切る。 ・空調の室温は、冷房時 28℃程度、暖房時 20℃程度を目途に設定温度を調節する。
	照明	・ＬＥＤ照明をはじめとする高効率照明の導入を推進する。 ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を徹底する。 ・使用しない会議室等はこまめに消灯する。
	ＯＡ機器	・低電力モードの機能を搭載しているＯＡ機器は、低電力モードに設定を行い使用する。 ・退庁時に身の回りのＯＡ機器、電気製品の電源を切る。
	その他	・エレベータ利用を最小限にし、積極的に階段を利用する。 ・ノー残業デーの徹底により夜間の電力使用を抑制する。
ガス使用量	空調	・クールビズ、ウォームビズを励行する。 ・使用しない会議室等の空調はこまめに電源を切る。 ・空調の室温は、冷房時 28℃程度、暖房時 20℃程度を目途に設定温度を調節する。
水道使用量	水道	・雨水の有効活用を図る。
ガソリン・軽油使用量	公用自動車	・エコドライブ、アイドリングストップを徹底する。 ・出張時には必要に応じて公共交通機関を利用する。 ・リモート会議等の活用を推進し、公用車利用を削減する。
紙類使用量	プリンタ・印刷機	・不要なプリントアウトを削減する。 ・両面印刷を徹底する。 ・プロジェクタを積極的に活用する。

② 再生可能エネルギーの利用

項目	具体的な取組
公共施設等	・役場庁舎、小学校校舎(斑鳩小学校及び龍田小学校)、消防団車庫(第二機動分団及び第三機動分団)においては、すでに太陽光発電を導入しているが、今後も公共施設の改修時等には、太陽光発電システムの導入を積極的に検討・実施する。

③ 低燃費・低公害車の導入

項目	具体的な取組
公用自動車	・本町では現在２台の電気自動車を保有しているが、今後、新たな公用自動車の導入及び更新の際は、使用状況等を考慮しつつ、低燃費・低公害車の導入を優先的に行う。

④ ごみ減量化の推進

項目	具体的な取組
廃棄物の排出量	・ごみの分別と資源化を徹底し、ごみを極力出さないようにする。 ・文書フォルダ等の事務用品の再利用を徹底する。 ・事務用品等は必要最小限の量を計画的に購入する。

⑤ 職員意識の向上

項目	具体的な取組
職員への情報提供	・グループウェア掲示板を活用し、節電・節水・省資源等に関する情報を共有する。 ・職員が参加できるセミナー等に関する情報を提供する。

第５章　計画の推進・点検体制及び進捗状況の公表

5.1　推進体制

総括者・副総括者・太子町地球温暖化防止実行計画推進委員会・推進責任課を設け、計画の着実な推進と管理を行います。

図４　太子町地球温暖化対策推進体系

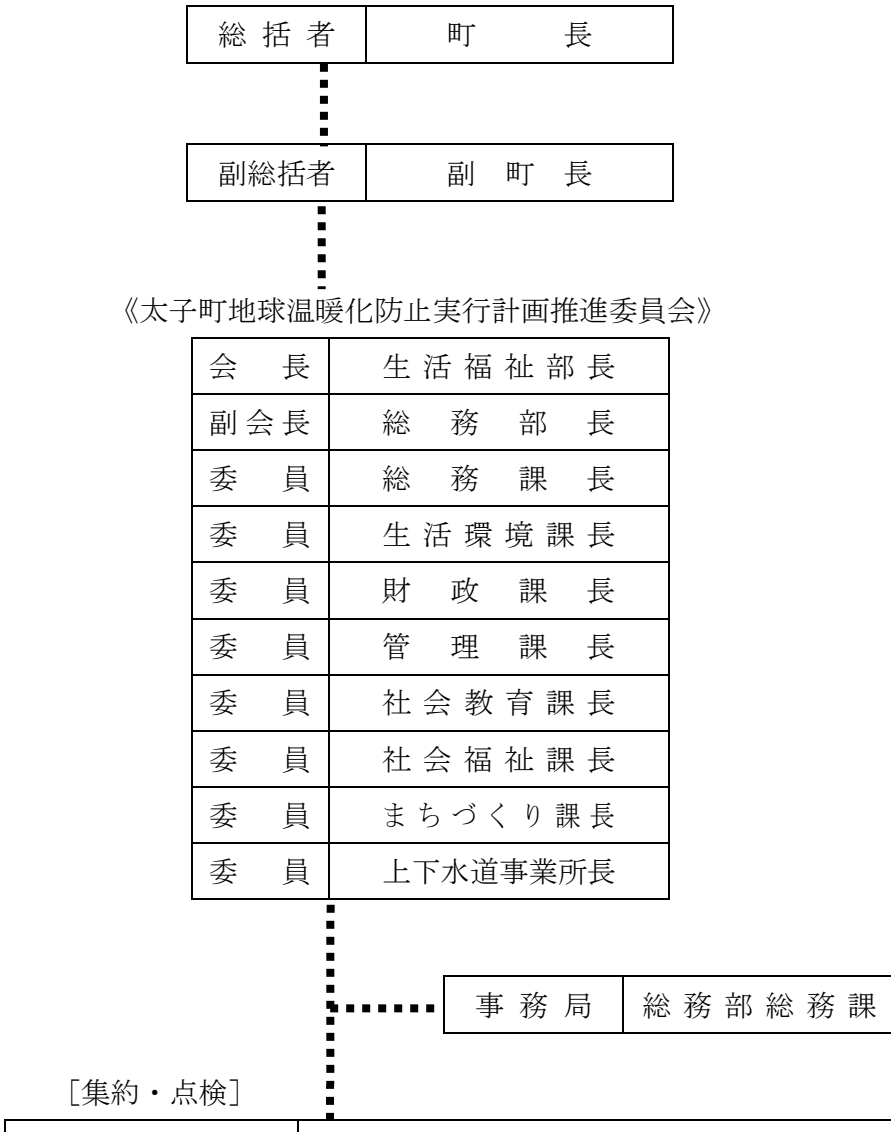

生活環境課	生活環境課・町民課
財　政　課	財政課・税務課
管　理　課	管理課・幼稚園・小学校・中学校・給食センター
社会教育課	社会教育課・文化推進課・教育出先施設
社会福祉課	社会福祉課・さわやか健康課・高年介護課・保育所・子育て支援センター
まちづくり課	まちづくり課・産業経済課
上下水道事業所	―

（1）総括者・副総括者

町長を総括者、副町長を副総括者とします。

計画の策定・見直し及び計画の推進の総括管理を行います。

（2）地球温暖化防止実行計画推進委員会

会長(生活福祉部長)・副会長(総務部長)・委員で構成します。

また、委員の所属課を推進責任課と位置づけます。

（3）事務局

事務局を総務部総務課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

5.2　点検体制及び進捗状況の公表

本実行計画を着実に実践していくため、Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・検証)・Action(見直し)のPDCAサイクルにより、本実行計画を推進していきます。

具体的には、事務局(総務部総務課)が各所属におけるエネルギー使用量等の数値の集約及び点検を実施し、「地球温暖化防止実行計画推進委員会」で評価したものをうけ、町長(地球温暖化対策統括者)が温室効果ガスの総排出量を含め毎年度公表します。